

しんか、それともなう町建設費をありまして、理由といふけれど、これは福生町の課に関する条例の一部改正にとりない、本来例の一部を改正しようというところであつた。内容については、この第三条は、前回も、総務常任委員会については、総務課、税務課の事項ということであつたが、課の増設により、総務課の役人教育委員会及び夜校に関する事項、ならびに他の所管に属しない事項ということの中に入つてあります。建設常任委員会は、現在土木課に関する事項、産業課に関する事項、都市計画に関する事項とありましたが、これを産業課、土木課、及び都市計画に関する事項としてわけようあります。厚生常任委員会は、今回住民課の新設にとりないとして、このほか、ついでに、前回も、民生課、水道課の新設事項として、この住民課が新しく入つてきてあります。以上の内容

客であつたので、さうして、審議のほどお願ひいたします。

一議長（石川信義君）

ふさり質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

ふさり質疑を終結いたします。

おさめいたします。

議案第二十号は、原案通り決すから、異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

ふさり質疑を終結いたします。さう、議案第二十号

原案通り可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第十、福生町水道給水条例の一部を改正する条例について、議案第二十号と議題に供します。事務局長を

して、議案の朗読をいたさせていただきます。

（町田議定事務局長朗読）省略

一、議長（石川信義君）

瑠華名より提果瑠雨の説明を求む事。

一、助役(川段生金古石)

議案第十三号
福生町水道給水条例の一部を改

正する衆樹にづいて説明申しエホ大いと存じませう。

昨年十一月日に全員協議会をもちまして、之に付する詳細
 の説明を申し上げたわけを、ご報告します。値上げの趣旨に對して
 は賛成であるが、時期等についてはいろいろ意見があったわけであ
 り、この時期については、四月に実施する。六月にするか意見
 がありましたが、大体において秋頃の間に大範圍では、四月一日から
 実施し、かうしようしいのではなかろうかという意見が、あつたや
 うに思われます。又理事者の考え方とソレにしても、必ず
 ます、赤字のまする。今後やってみようという点とも、水道事業の
 総合的な欠陥も生ずるという点から、四月一日から値上げを
 しようという点と一致したところを、ここに提案申しに

中々次第でござります。内容を簡単に申し上げますと、本
 水道にござりしては、議会の御常務の協力にござりして、順
 調な、歩を進めようと思っております。昭和二十一年におきまして、簡
 易水道としてはいじめたわけですが、昭和二十九年に給水を始
 め、昭和三十一年に上水道とし、この認可を得、就業人員二十五人以
 上ありまして、地方公営企業法の適用を受ける段階に
 ござります。さうした状況の推進過程から、私ども
 も会計上、今後の見通しを述べたいわけですが、参考資料
 にもありますように、昭和二十一年から四十二年までの五年間に対
 する損益計算をござりまして、昭和二十八年年度に切ります。は
 四百六十九万四千円の収損となり、又三十九年度に切ります。は
 三百三十一万九千円、四十年年度は四百一十二万四千円、四十一年度、六百
 四十二万三千円、四十二年度から四百四十八万二千円というふうな赤字

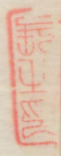
かまわなければならない。この五年間を累計いたし、三千六百五十万二千円の欠損とあるわけですが、こういう赤字を、まず、まず、置くこともどうかと思ひまして、本県を援出し、わけ、もちろんなり計算からすると、減価償却というものは、あつないの、あります。会計帳からいいますと、減価償却も、これは、その結果は、欠損とあるというもので、あります。従来、福生村におきましては、昭和十九年、一度、水道料金を改正して、あつた。他の市町村におきましては、値上げをして、あつたわけ、あります。又別表に、あります。通り、決して値上げする額、他市町村に比べて、高いというところは、ある、いわけで、この値上げと、議決いたしまして、ほぼ、同じ金額に、なるものと思つて、あつた次第で、あります。なお、物価の騰貴、あるいは、人件費の、高騰等も、ある、いたしまして、ここに、現状の料金の、三千八百%程度

の値上げと、しようとするもので、あります。改正後の五年間、におきまして、三千九百三十三万五千円の増収となり、先程申し述べました、三千六百五十万二千円の減収と、あります。しかし、借入金等と、返済いたしまして、三千八百八十二万四千円の欠損になります。二、三と、ほぼ、同じ数字と、あるわけ、で、かような意味から、無理な値上げ、ではないと、考えます。これは、是年四月から、実施いたしたいと、考えます。何と、値上げ、審議を、承りまして、東奥通、りご、可決、あらんことを、お願ひ、申し、上げ、次第で、あります。

議長（石川信義君）

二、三、三番、大久保一朗君

水道料金の値上げについて、お話しして、助役より、説明、あり、ました。値上げという、こと、については、私も、賛成として、住民の立場から、反対しな、ければ、ならないと思ひますが、しかし、



可なり。あつた問題に對しても、例えは水道の拡張事業や
一般事業等の収入面を考へず、以て計費を考へることは出来ない
と思ふ。但し、値上げといふのは、むづかしい問題だと思ふ。其
が従つて、本議案に於いて、本件を審議して決定するとい
ふことは不可能ではなからうか。又どうしても、値上げしなれば
ならない理由があつたと思ふ。そのので、これらにつき、申し
つけ、學生委員会に付託願ふ。但し、値上げが適正かどうか、審議
願ふ。と思ふ。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　おはかりします。議案第十五号は、學生
委員会に審議を付託し、詳細な審議を願ふことと決した。と思
ふ。そのかゝるに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　「異議なし」と決ります。さうさう決定し
た。した。その本件については、内会中の継続調査に付した。と
思ふ。そのかゝるに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　「異議なし」と決り、さう決定した。した。
一議長（石川信義君）　おはかりします。日程第十一並に十二に
ついては、その内、内建のあり、その下、一括して議題に供し

たいと思ふ。そのかゝるに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　「異議なし」と決り、さう決定した。した。

一議長（石川信義君）　日程第十一町道路線の廃止について、議案第十五号
日程第十五町道路線の決定について、議案第十五号を一括議題に供
します。事務局長として、議案の附託をいたさせます。

大道路の売却金はどうなるのか。又協定書に於て、町道として決定しておきながら公田側で維持をするかという説明があり、少しは口頭だけのものがあるのか。おそろく町道という道路の買収工事もあつたと思つて、その点の説明をお願ひいたします。

一、助役(川谷金吉君) 町道として廃止する部分は四百八坪あるわけですが、これに對する同じ坪数を決定して、それだけ買取るに付け替え道路にするわけだ。その他は私有地であるが町道として決定するところとどうなつて居りますか。

一、主審(中西秀蔵君) さういふ事かと。しかし、田地が、さういふことは町発展の妨けになるかも知れません。町の財産を処分するといふことは、今後小さい田地のさうも同じやうな措置をとつていくのかどうか。小さい道でも町道に出来るべき道路があり、人工的に作

る自分では建築線を作らなければならぬという見解になるのか。これは、私の聞き違ひかも知れませんが、町道は売却するにしろ、買取るにしろ、同じに聞いたら、おつたと思つて、その点はどうなつたのか、お聞きしたいと思います。

一、助役(川谷金吉君) 町道を売却するといふ点です。この町道は、承知の通り、地番が、いわけで、従つて国の所有になつておるわけですが、この道路を町に買下する人は、都知事宛に買下申請を、とし、財務局から買下許可を得るか、それで町の所有となり、第三者に売り渡すといふ物になるわけですが、このオオの形ですと、田地の下に道路があることになり、存続させることには問題があり、また、この部分を付け替えて、それだけ、小の監督官庁も許可するわけだ。それ以外にも、坪数に於いて、町道として決定して、それだけ、坪数以外のものについて、六百五十坪と六百五十

主要幹道路とするわけでございます。

一、千歳市西蔵蔵

そうすると今までの考え方を変えて

ように思われますか、代替えというよりは今までの考えと違ふところがあるように
存当に公園側で維持すべきであると思っております。町がすすんで
ということならば別な考え、大抵その説明の中で公園のあり
国のものであるというよりは、いかに開くわけですか、町道とな
ば町の所有であり、町の管理するものであると思つておられるか
か、今後こういう大きな公園の建物がある場合、同じ方法をや
いく末えのありかどうか。

一、町長（瀬古清蔵君）

大抵そのご指摘の点ですが、結論から申し

に申すと、今回、能川の園地は、ご承知通り東京都住宅公社が
建設するわけですが、原則として道路は買収はしないという事とあり、
右地に住宅公社が建設されておりますが、その地区内の道路は買収

長田

福生町

福生町議会

して、代替えして、依然として町道としておいてもらうという事
とござります。従いまして公社自ら造る新しい道路、それは
もちろん公社が買収した土地に、建物に準じまして造る建築線に
いかにあるか、大抵八米の舗装完備したような道路を造
るわけですが、現在ある道路を廃止して、その区画のところで新
しい道路を造り、現在ある町道にすれば代替えして、その面積
は町道としておくという事とござります。それから高校の所にも道
路があるわけですが、同じ建設であってもありますから、学校と公
社はいささか違つておられるが、校庭にある道路は、公社が買収す
るという事と、百四十平方メートルと思つて、校庭内は買収し
てもらうわけとござります。右地にあります公園の住宅地に
関して申します、この買収しないが代替えになつておる
ように聞いております。

一、三番（中西虎蔵君）　さうし、事に対する協定書のようなもの
がかりましたかお聞きしたいと思つてます。

一、助役（川俣金吾君）　はつきりした協定書はないのかすが当然
今後の維持管理は町道として町がやるわけですから、費用は公社
が負担する方というところをどうしますか。

一、三番（中西虎蔵君）　今田との交換文書があるならば口頭でも
相談してよくございと思つてます。

一、町長（瀬古清蔵君）　どうも道路をみえから町道として認め
るの結果、協定がどうなるわけが、現状でははつきりした協定
書はござりません。

一、三番（中西虎蔵君）　国庫をすかすはつきりした文書がとりか
しておろすつもりが大丈夫なのか、決定してから必ず文書の
交換がわかるはつきりしていただくか、かと思つて。

一、町長（瀬古清蔵君）　さういふことでも、相手は東京都知事
ですから同様にいふものと思つておられます。

（議長「議長」と呼ぶ者の声あり）

一、八番（青藤真一君）　さういふ説明が天候のりまじりか、私は町長
が四百八坪あるかどうかわからなかつたか、町長は公園が立派な道
路に造り、さういふ町道に作るんだという話をしてか、今の話しかと
新しく決定するところは千五百坪あるというところですか、町が
町道として決定するわけであれば町の管理するものか、管理するいかと
思つて、公社と町とで区別するのはおかしいと思つてます。

一、助役（川俣金吾君）　全部町道に決定するもの一つの方法ですか、しか
し町道から中に入つた道は建築線がどうなつて、地主もさうなつ
てあるわけが、さういふうち町道に決定すると大変な維持管
理になるという意味から今までも地主もうちの建築線ということ

くならる。地方わけでござります。従つて田地につままして。決定は
外のものも建築線というわけにまえてソレだけはおわかりソレが
けものと思ふます。

一八番（青森夏一君） 小さい道路ではなく、田地周辺の道路について
申し上げておわけで、決定する坪数が千三百三十坪という事で
四百八坪の町の所有となつて、残りは公団の所有となつてもし
要らぬじて建物かどうなれどもおつと思ふますし、決定する
以上は全部町道にして町の所有にすべきだと思ふます。

一助役（可隆金吉君） 町道にするのは町の所有となりますか。しかし
これに對して家を建てる場合、町長の認可が必要だと思ふわけ
で、町道と同じ値段となつてゐると思ふます。

一三番（大森一和君） 大森君の關係についておしめては、町道に決
定するということとは町財産が不ふつとあり、なんら異論はない

ものと思ふます。決定する場合は、その管理は町
にやうか。金はどこから出ろかという事と、やういふ事となつ
た問題が残つては、その町利道である場合、住民から舗装をし
てほしいという問題が起き、その時に接洽をしても予算か
ないという問題が起つて、その町に協定書もはつきりさせ
てもういふというのか。三番議員さん発言で、おつと思ふ
ます。わけわけ議員として、その町に舗装してほしいとは思
います。町知事としても、その町に舗装してほしいものと思ふか
この協定書については、まず舗装して町にソレだきないという事
と、今後間違ひのないやうに慎重にやつまソレだきないと思ひ
ます。

一三番（山下幸三君） 八番議員さんのおしやうとは、助役の説明の
復旧だと思ふます。決定部分の千三百三十坪の内、町所有が四

百ハニエ坪とあるのは振替書入りのものと思っております。残は町
所有ではないように思っております。その点の疑問となるので
思っております。中西議員さんの指摘された点については、町も非常に
複雑となり、又先般未解の土地の解決したという経緯も多々
あるところとあるところの、協定書等を作成する場合は議
決を経たものにした方がよいと思っております。今後の町発展のため
とうれしくもはつきり明確にしたところを議決するところの点に
いと思っております。又「東都知事」という言葉が主であり、か
公団と都知事とは立場の違ふと思っております。

一町長(瀬古清蔵君) 東都住宅公団は会長が東都知事、理
事長は前の副知事の方であり、従って会長は東都
知事の方であります。それより大久保議員さんの指摘の件は、あ
る土地は最も近代化されたものの建設されるわけ、公団としては



自動車置場まで完備してある土地でございます。道路その他
のは下水を備えて舗装しておりますとは間違いないわけでございます。
二番(山下幸蔵君) 町長は都知事か公約したところとあるが全
責任は理事長にあると思っております。例えば一般の会社に引渡しして
も代表取締役代表で取締役専務とはおのずから違ふわけ、あ
くまでも全責任は理事長にあるわけ、その点にきいて、その点に
都知事という肩書きにとらわれない方が今後のため、いいのではな
いでしょうかと思っております。その点にきいて、その点にきいて、その点に
と思っております。

一三番(中西康蔵君) 今までの十何年と町道としておさるから、
公道にござります。そのものたくさんあり、理事長も苦慮されてお
ると思っております。私もことはつきりした確信のある協定書と
とりかわして、それと強く要望いたします。